

四日市市告示第157号

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱（令和6年四日市市告示第311号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者は、<u>市内の茶畑において、茶の改植又は茶から他の高収益作物への転換を行おうとする者であって、当該改植又は転換によって得られた生産物を継続的に出荷及び販売するものとする。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市内で茶を栽培する農業者</u></p> <p><u>(2) 次のすべての要件を満たす市内に所在する農業者が組織する団体</u></p> <p><u>ア 茶を栽培していること。</u></p> <p><u>イ 代表者の定めがあること。</u></p> <p><u>ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること。</u></p> <p><u>エ 経理が一元化され、又は組織の口座を設けていること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者</u></p>

改正後

別表

補助対象事業	補助対象経費
茶の改植事業	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他改植に要する経費
<u>茶から他の高収益作物への転換事業</u>	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、栽培に要する資材の購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他 <u>転換</u> に要する経費

改正前

別表

補助対象事業	補助対象経費
茶の改植事業	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他改植に要する経費
<u>茶から茶以外の高収益作物への改植事業</u>	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、栽培に要する資材の購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他 <u>改植</u> に要する経費

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市茶産地強化育成促進事業を実施したいので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

1. 事業の目的	
2. 事業の内容	
(1) 改植又は転換後の 品目、品種、面積	
(2) 改植又は転換後の 品目、品種の特徴	
(3) 対象茶園の地番、 面積	
3. 出荷及び販売の計画	
4. 事業完了予定年月日 年 月 日	
5. 添付書類 (1) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（写しでも可） (2) 農業生産組織等の場合は規約等 (3) 事業対象となる茶園の写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	金 額	摘 要
市補助金	円	
その他収入額	円	
自己負担金	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	摘 要
	円	
計	円	

(注) 収支の計が同額となっているかを確認してください
補助対象経費のみ記入してください

第2号様式を次のように改める。

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金については、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第4号様式を次のように改める。

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市茶産地強化育成促進事業の計画変更を承認したので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金実績報告書については、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)